

東武会NEWS

東武会NEWS
No.2108
平成21年8月発行

今月の
トピック

建設企業の資金繰り

～昨今の経済状況に鑑み、官公署主導の幅広い融資制度が用意されています～

国土交通省関係
地域建設業経営強化融資制度
公共工事請負代金債権を譲渡担保に、融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられるようになります。 <主な相談窓口> 東日本建設業保証㈱ TEL 03-3545-5125 ㈱建設経営サービス TEL 03-3545-8534 など
ファクタリング事業
下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社が買い取ることで、早期に現金化することが可能となります。また、受取手形をファクタリング会社が買い取る制度も用意されています。

中小企業庁関係
緊急保証制度
対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の99%保証を受けることができます。 <主な相談窓口> 都道府県信用保証協会
セーフティネット貸付制度
一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることが可能です。 <主な相談窓口> ㈱日本政策金融公庫東京相談センター TEL 03-3270-1259 など



困りごと無料相談会

行政書士東武会では困りごと無料相談会を開催しております。日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

公共施設相談会 開催日程 (ご予約不要)

8月26日(水) 10:00～17:30 にいざほっとぷらざ
9月5日(土) 9:00～16:30 朝霞市産業文化センター
10月3日(土) 9:00～17:00 志木市民会館
10月18日(日) 9:00～17:00 富士見市民文化会館

今月の
トピック

埼玉県の自転車の交通規則が変わりました。

埼玉県道路交通法施行細則の一部が改正され、平成21年7月1日より施行されました。これにより、自転車の安全ルールが一部変更となりました。

主な変更点

- ① 一定の自転車で幼児2人を同乗させて運転ができるようになりました。
- ② 携帯電話を使用しながらの自転車の運転が禁止されました。
- ③ ヘッドホン等で音楽等を聞きながらの自転車の運転が禁止されました。



今月の
トピック

富士見市の一部の町名が変更されます。

東武東上線ふじみ野駅を中心とした勝瀬原特定土地区画整理事業施行地区の地名(町名)が、事業完了後に「ふじみ野西」「ふじみ野東」に変更されます。地名(町名)の変更に伴い、従来の「富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇」といった住所表示は「富士見市ふじみ野西(東)〇丁目〇番地〇」に変更されることとなります。

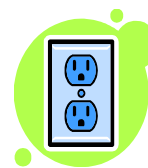
変更の時期は、法の規定により土地区画整理事業による換地処分広告の翌日となります。「換地処分広告」は平成22年5月～8月ごろと見込まれています。

富士見市ホームページより抜粋

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。

Q 父の代から電気工事業を経営しております。以前はそれなりに売上もありそこそこの利益もありましたが、ここ数年は価格競争の結果利益が出ず、昨年からの急激な景気悪化で資金繰りが極端に悪くなり、銀行も融資申込に渋い対応です。昨年度の年商4億円程度、従業員5名です。何か方法はありますか？



A 昨年10月頃から急激な景気悪化で資金繰りの相談が増加しています。急場の資金手当としては保証協会による緊急保証制度等(上記トピックス参照・注「建設業」以外も申し込みます)があります。申込方法は市役所等で斡旋状を受け、金融機関への申込で行えます。この制度は特別保証ですので、既存の保証枠が一杯でも申し込みます。もし現状での資金繰りが最大の問題でしたら早急に申し込んだ方が良いでしょう。しかし、この制度利用にも企業にとって課題があると思います。それはこの制度が「緊急保証」である点です。以前(平成12年頃)にも同様の緊急保証制度がありましたが、この制度が廃止(厳密には審査申込要件の変更)された後、返済金の負担から再度資金繰りの悪化が起きた企業先も多数ありました。緊急保証制度が継続していれば再度借入をする事で資金繰りを凶ることもできますが、制度廃止されればそれも不可能になります。ですので、今回緊急保証制度を使った場合、この制度が廃止されるまでの間に財務・資金繰り体制を立て直さなければなりません。基本的には売上/利益を上げていく事が前提になりますが、それ以外にも・・・(以下次号)

資金繰り 無料相談会

「東武会資金繰りサポート」では、中小企業経営者様の資金繰り相談に応じております。資金繰り無料相談会は上記事務所相談会と同日・当会事務所にて行っております。ご予約はTEL・FAX・メールにて

なるほど！ 行政書士

「全国の住民票1枚から」
安定した中小企業の資金繰りには普段からのサポートが必要で、東武会資金繰りサポートでは元金融機関職員で行政書士・FP・宅地建物取引主任者が「中小企業資金繰り無料相談会」を毎月開催しています。

行政書士 東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28 電話 048(487)2014
ご案内 (内藤行政書士事務所内) ファックス 048(299)3240
ホームページ: http://www.toubukai.net メール: info@toubukai.net

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。